⑸　落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行できると本事業団が判断した入札者であって、日本私立学校振興・共済事業団会計規程第35条第１項に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、適切な契約の履行が困難とされるとき又は公正な取引秩序を乱す恐れのあるときはこの入札者を落札者とせず、この入札者以外のうち最低の価格による入札者を落札者とすることがある。
⑹　手続における交渉の有無　無。
⑺　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Contracting Entity : Teiichi Kawata, President of The Promotion and Mutual Aid Corporation for Private Schools of Japan. (referred to as PMAC)
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Gift for souvenir and attached work. Amount for 1 year (about 11,482 pieces)
⑷　Delivery period : From 1 April 2013 to 31 March 2014.
⑸　Delivery place : The places PMAC will specify.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 25 of the Accounts official regulations of PMAC. Furthermore, minors, Person under Conservatorships or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　not come under Article 26 of the Accounts official regulations of PMAC.
③　not be currently under a suspension of business order as instructed by the obligating officer.
④　have the Grade A or B “Manufacture of product” or “Sale of product” in terms of the qualification for participating in tender by PMAC in the fiscal years 2012. Suppliers, who should be provided with such Grades by Single qualification for every ministry and agency, can register the Grades with PMAC.
⑤　prove to have met the qualification requirements which the PMAC specify.
⑺　Time-limit of tender : 1 : 30 PM 28, January, 2013. The tender documents must reach us without fail by 5 : 00 PM 24, January, 2013. Whether they are mailed or brought to us by a messenger.
⑻　Contact point for the notice : Contract Div., Finance and Accounting Dept. PMAC, 1―7―5 Yushima Bunkyo-ku Tokyo 113―8441 Japan Tel : 03―3813―8542

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年12月７日
契約責任者
日本郵便株式会社釧路中央郵便局長
表　秀幸
◎調達機関番号　411　◎所在地番号　01
１　調達内容　⑴品目分類番号　26　⑵品名及び数量　日本郵便株式会社釧路中央郵便局で使用する電気（予定）993,000kWh　⑶特質等　仕様書による　⑷供給期間　平成25年４月１日から平成26年３月31日まで　⑸需要場所　日本郵便株式会社釧路中央郵便局　⑹入札・開札の日時及び場所　平成25年２月15日午前11時00分　日本郵便株式会社釧路中央郵便局３階会議室
２　取引先資格　次に該当しない者であること。⑴当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。⑵日本郵便株式会社（旧郵便事業株式会社）から取引制限を受けている者でその制限期間を経過しない者　⑶会社法の特別清算の開始を命じられ、若しくは同清算開始の申立てをされ、又は破産法の破産手続開始、会社更生法の更生手続開始若しくは民事再生法の再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、手続終結者を除く。⑷反社会的勢力と認められる者
３　入札者に求められる義務等　参加希望者は入札説明書に示す資料等を平成25年１月28日午後３時00分までに下記４に示す場所に提出すること。
４　問い合わせ先等　〒085―8799 北海道釧路市幸町13丁目２番１　日本郵便株式会社釧路中央郵便局　担当　佐野　靖浩　電話0154―22―2200
５　その他　⑴入札の無効　入札参加に必要な条件を満たさない者の入札及び入札の条件に違反した入札　⑵手続で使用する言語・通貨　日本語・日本国通貨　⑶契約保証金　不要　⑷落札者は予定価格の範囲内で、最低価格の入札を行った者とする。⑸詳細は入札説明書による。
６　Summary　⑴Contracting entity : Hideyuki Omote, Postmaster of Kushiro-Chuo Post Office, Japan Post Co., Ltd. ⑵Classification of the products to be procured : 26　⑶Nature and quantity of the products to be purchased : About 993,000kWh Electricity to be used in Kushiro-Chuo Post Office, Japan Post Co., Ltd. ⑷Supply period : From 1 April, 2013 through 31 March, 2014　⑸Supply place : Kushiro-Chuo Post Office, Japan Post Co., Ltd. ⑹Time limit for tender : 3 : 00 PM 28 January, 2013　⑺Contact point for the notice : Yasuhiro Sano, Kushiro-Chuo Post Office, Japan Post Co., Ltd., 13―2―1 Saiwai-cho, Kushiro City, Hokkaido, 085―8799, Japan. TEL 0154―22―2200

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年12月７日
契約責任者
株式会社ゆうちょ銀行
福岡貯金事務センター所長　髙倉　源進
◎調達機関番号　411　◎所在地番号　40
１　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　競争に付する事項　歳入金取りまとめ事務の委託
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期間　平成25年４月１日から平成26年３月31日まで
⑸　履行場所　株式会社ゆうちょ銀行福岡貯金事務センター
⑹　入札・開札の日時及び場所　平成25年２月19日午後２時　株式会社ゆうちょ銀行福岡貯金事務センター会議室
２　競争参加資格
⑴　下記ア、イ、ウ及びエに該当しない者であること。
ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
イ　下記各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年間を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
㈠　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
㈡　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
㈢　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者
㈣　監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者
㈤　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
㈥　その他、会社に損害を与えた者
ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者を除く。
エ　前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。なお､反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ等、その他次の各号に掲げる者をいう。
㈠　日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者。
㈡　日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。
㈢　その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。